

# 小山市木造住宅耐震改修等助成事業

## 【耐震改修】

1. 補助対象住宅
    - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（住宅部分が1/2以上）
    - ② 自己用住宅
    - ③ 耐震診断の結果、構造評点が1.0未満である住宅
  2. 補助額
    - 総合耐震改修（補強設計+耐震改修）：補助限度額 115万円※（補助率：4/5）
- ※ 耐震改修に関連しないリフォーム工事は補助の対象外です。

## 【耐震建替】

1. 補助対象住宅
    - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（住宅部分が1/2以上）
    - ② 自己用住宅
    - ③ 耐震診断の結果、構造評点が1.0未満である住宅
    - ④ 建替後の住宅が「省エネ基準」に適合するものであること
  2. 補助額
    - 総合耐震建替：補助限度額 100万円※（補助率：4/5）
- ※ 建替後の住宅が木造で県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円が加算されます。

**耐震改修・建替の実施前に、必ず補助申請の手続きを行って下さい！  
補助金の交付が受けることが出来なくなります！！**

注) 詳細の補助要件や他の補助金との併用については申請前に建築指導課にお問い合わせください。

< 耐震改修促進税制について >

耐震改修を行った場合、確定申告をすることにより『所得税控除』『固定資産税減額』の措置を受けることが出来ます。

問合せ：【固定資産税】小山市資産税課 TEL 0285-22-9475

【所得税】栃木税務署 TEL 0282-22-0885

問合せ：小山市 建築指導課 建築指導係(本庁4階)  
TEL 0285-22-9233 / FAX 0285-22-9685

詳細はコチラ →  
(小山市HP)

